

## ○教育委員会の事務の委任等に関する規則

昭和28年8月7日  
(教)規則第9号

大阪市教育局の事務の委任等に関する規則を次のように制定する。

大阪市教育局の事務の委任等に関する規則

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により大阪市教育局(以下委員会という。)の権限に属する事務の委任等に関して規定することを目的とする。

第1条の2 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを教育長に委任する。

(1) 農地等についての権利の取得、処分及び設定に関する許可申請その他諸手続に関すること

(2) 不動産の登記嘱託に関すること

第2条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、区長がこれを補助執行する。

(1) 区内の学校教育に関すること

(2) 区内の社会教育に関すること

(3) その他区内の教育事務に関すること

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(1) 配分予算の範囲内における予算の執行その他の計理事務に関すること

(2) 選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施に関すること

(3) 小学校児童及び中学校生徒の就学に関すること

(4) 別に定める方針に基づく小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関すること

(5) 支出命令書の発行に関すること

第4条 区長は、前2条の規定による事務の処理に関しては委員会の指揮監督を受け、報告の義務を負うものとする。

附 則

この規則は、昭和28年9月1日から施行する。

附 則(昭和30年8月30日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年7月1日(教)規則第8号)

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和46年10月28日(教)規則第17号)

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日(教)規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日(教)規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月19日(教)規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年4月1日(教)規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月30日(教)規則第45号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日(教)規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。